

医事課 入院係



入院係の業務は大きく分けて「DPC データの厚生労働省への提出」、「点数算定のためのマスターの管理」、「施設基準の管理」と「DPC データの分析業務」の4つに分かれます。

「**DPC データの提出**」については、DPC 請求制度に参加している病院は全て厚生労働省に診療内容等を報告する義務があります。そのデータを精査し矛盾がないか、正しく請求されているかをチェックする業務です。

また、当院では「院内がん登録」もスタートし、医師をはじめとした関係職員が参加するがんサージカルボードが盛んに行われています。がんサージカルボードとは診療科の垣根を越えて患者様の病態に応じた適切な医療を提供できるよう医師、看護師等が協力して開催する検討会です。

「**点数算定のマスター管理**」については、電子カルテと医事課の請求を繋げるためのプログラムを組んだり、新規の医療材料の登録や更新業務等を行っています。医師がオーダーした診療行為（レントゲンや検査等）が実施された場合に正確に計算システムに反映されているか精査しています。

「**施設基準の管理**」病院の機能や体制が厚生労働大臣が定める施設基準に適合していると、病院はその基準に応じた点数で診療報酬を請求できます。この施設基準は複雑多岐で、適合しているかどうかについて常に管理する必要があります。正面玄関右手に大きく掲示されているものが当院で届け出ている施設基準になります。これは全国の保険医療機関で施設基準を届け出ている医療機関であれば必ず掲示されていますので、ご興味があればぜひ1度見てみて下さい。

「**DPC データの分析業務**」さきほど DPC データを厚生労働省に報告する義務があると書きましたが、このデータは全て厚生労働省のホームページに公開されています。この公開されたデータを基に分析を行っています。また、院内での診療内容の分析等も入院係で行っています。

最後に診療報酬の大きな改定が2年に1度行われます。その際上記の4つは必ず関係しています。特に施設基準の届け出や点数マスターの更新は、スピードと正確性が求められる重要な業務となっています。

職場風景

医事課 入院係
係長 鈴木 俊之



診療報酬改定の際は職員への説明会なども行います



DPC データの精査作業風景